

「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護」料金表

令和3年4月改定分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は

10.33円

【基本サービス】

<併設型>

①短期入所生活介護

1日あたりの利用金額

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	596単位	6,156円	616円	1,232円	1,847円
要介護2	665単位	6,869円	687円	1,374円	2,061円
要介護3	737単位	7,613円	762円	1,523円	2,284円
要介護4	806単位	8,325円	833円	1,665円	2,498円
要介護5	874単位	9,028円	903円	1,806円	2,709円

②介護予防短期入所生活介護

1日あたりの利用金額

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	446単位	4,607円	461円	922円	1,383円
要支援2	555単位	5,733円	574円	1,147円	1,720円

【加算（減算）サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担額		
			1割	2割	3割
機能訓練体制加算/1日につき	12単位	123円	13円	25円	37円
個別機能訓練加算/1日につき	56単位	578円	58円	116円	174円
看護体制加算（Ⅰ）/1日につき	4単位	41円	5円	9円	13円
看護体制加算（Ⅱ）/1日につき	8単位	82円	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）/1日につき	13単位	134円	14円	27円	41円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）/1日につき	18単位	185円	19円	37円	56円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,066円	207円	414円	620円
若年性認知症利用者受入加算/1日につき	120単位	1,239円	124円	248円	372円
送迎加算/片道につき	184単位	1,900円	190円	380円	570円
緊急短期入所受入加算/1日につき（7日間限度）	90単位	929円	93円	186円	279円
長期利用者提供減算/1日につき	▲ 30単位	-309円	-31円	-62円	-93円
療養食加算/1回につき（1日3回限度）	8単位	82円	9円	17円	25円
短期生活在宅中重度受入加算 1/1日につき	421単位	4,348円	435円	870円	1,305円
短期生活在宅中重度受入加算 2/1日につき	417単位	4,307円	431円	862円	1,293円
短期生活在宅中重度受入加算 3/1日につき	413単位	4,266円	427円	854円	1,280円
短期生活在宅中重度受入加算 4/1日につき	425単位	4,390円	439円	878円	1,317円

生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき	100単位	1,033円	104円	207円	310円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,066円	207円	414円	620円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)/1日につき	3単位	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)/1日につき	4単位	41円	5円	9円	13円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/1日につき	22単位	227円	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/1日につき	18単位	185円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/1日につき	6単位	61円	7円	13円	19円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%を加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に11.0%(8.3%+2.7%)を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に10.6%(8.3%+2.3%)を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

※2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。